

平成 28 年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 79 号

平成 28 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 28 年 9 月 16 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 28 年 9 月 23 日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

平成 28 年 9 月 23 日（金曜日）午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 28 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先日は、台風 16 号の接近に伴いまして、小豆郡内小豆島町土庄町両町においても警報が発表されました。町内では、また島内も一緒でございますが、幸い大きな被害はございませんでした。議員各位におかれましては、対応にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。本年は、昭和 51 年の土砂災害から 40 周年という節目の年でございまして、防災に今後とも注力してまいり所存でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、議長にはお願ひしておりますパラグアイの、この間行きました報告を少しさせていただきたいと思ひます。議長の方からできれば 3 分間スピーチということでございますので、できるだけ 3 分以内に終わるようには報告したいと思ひます。少し遅くなったらまた言って下さい。よろしくお願ひします。

今月の 9 月の 6 日それから 12 日の 7 日間行ってまいりました。中身につきま

しては、今から報告しますけれども、片道 2 日間の飛行機の中で 2 日間ということですから、往復 4 日間は飛行機の中でございますので、中の 3 日間につきまして、お話をさせていただきたいと思います。

6 日に出ましたけれども、日付変更線を通りましたので、2 日目ということは 9 月の 7 日でございます。7 日の夜に夕方着きました。着いたときに土庄町長浜出身であります笠松尚一さんの娘さんです、次女になるんですけども、エミリアさんという方がお迎え、それから香川県人会の平井会長とお二人でお迎えしていただきました。すいません、1 人ではなくて蓮池も同席で 2 人で行ってまいりました。その夜はですね、県人会の方 6 名と土庄町 2 人、6 名で次の日の話を若干させていただきました。次の日と申しますと、ラ・コルメナの方に行きますので、ラ・コルメナ市の行き方とか行ったらこういうことしますよとか、いろんな話もしながら夜は少し歓談をさせていただきました。

翌日 9 月の 8 日でございますけれども、朝 7 時半にホテルを出まして、約 130 キロ離れています。アスンシオンというのが首都でございます、ラ・コルメナまで 130 キロ離れています。2 時間ちょっとで行くかなと思っておりましたが、3 時間ぐらいかかりまして、移動は車です。向こうで滞在が約 3 時間ですから 9 時間くらい往復かかりました。向こうに行った中でですね、メルガレホ市長さんというのがいらっしゃいまして、それから議長がウエスギ議長さん、3 世です。その方のお迎えがあったんですけども、議員の方もほとんど来ていただきました、議員の方が 10 名です。ラ・コルメナ市は、以前は 5 千人ぐらいの町でございましたけど、だんだん人口も増えて、今 7 千名弱いらっしゃるということです。市役所と言いますか、市役所行ったんですけど、職員が 20 名ぐらいしかおりません。と申しますのは、たぶん納税とかもらうんでしょうけど、ほとんど社会保険というか保険の部分とかいろんな事業については、国の方がやっているということを書いてましたから、市の事業としてはほとんどないということで職員は 20 名ぐらいしかおりませんということを知っています。メルガレホ市長さん、それからウエスギ議長さんの案内でですね、日本人学校とか、それからコルメナのエミリアさんが最初に住んでた所、それからカサマツ道路というのもありましたし、それからパラグアイの日本人文化協会の方にも行ってまいりました。あと、普通の学校にも行ったんですけども、いろいろと市内の中を連れて行っていただき、だいたいこんな町ですということで、ある程度お話はさせていただきました。

その中で土庄町と、それからラ・コルメナとの協定といいますか、姉妹都市の提携をどうするかという話で行った訳でございますけど、普通の提携では非常に難しいなど。当然、片道で 2 日間もかかりますから、費用もかかります。ということで今までのように文化・芸術的な事業の交流みたいな話にしたいと

いう話はしてきました。正式な調印というのは、土庄町の方から帰ったら後日送りますという話をして帰ってまいりました。そんな中で笠松尚一さんの銅像もありましたし、その中でも写真等々もいっぱい撮ってきておりますから、また皆さんで見ていただいたらと思いますけど。あと、土庄町から平成18年からずっと本を送っております。その本も一覽でずっとしております、その写真も撮ってきておりますから、日本語学校の教材で非常に役に立っているということもお聞きしてまいりました。

その途中でですね、ミヤモト農園というのがございます。そこが、なんと25町歩の農園をやっております。パラグアイのフルーツ農園で、フルーツ王といますか、そういったのをやられているのがミヤモトさんという3世だっただと思います。日本語もそこそこお話しできるので、お話ししたんですが、ブドウから始まってですね、ミカンとかいろんな物を作っております。そこでお昼はですね、富士見ホテルというのがございまして、漢字で富士山の富士に見るホテルと書くんですけど、そこで昼食会ということで昼食と一緒に、議員の皆さん一緒になって食事をし、ラ・コルメナからアスンシオンの方に帰ってまいりました。

ちょうど帰って来る時間とその日の夕方4時頃だったと思います。県議団の先生方11名プラス随行です。それと知事部局は、知事がちょうど渇水のために行けないということで天雲副知事、それからあと随行の方で17名だったと思います。ホテルで受けて、一緒にその日の夜は、香川県人会の方と一緒に合同で夕食会をさせていただきました。地元の方は9名の参加でした。平井会長さん夫婦はじめ9名の方の同席で夕食会ということで、この日の話につきましては次の日、9日の日に日本の移住の80周年があるということの打合せとかを食事しながらさせていただきました。

帰る最後の9日の日でございますけど、この日は朝8時過ぎから、まず、慰霊祭がございました。慰霊祭には300名ぐらいの方が慰霊祭で献花もし、1時間ぐらいで終わりました。その後、記念式典の方に移った訳でございますが、そこですぐ隣の会場だったんですけども、秋篠宮の長女である眞子さんが来ました。それから、時間も少し早くなったというのは、パラグアイの大統領、オラシオ・カルテス大統領さんが、いろいろ公務の都合でちょっと早くしてほしいということで少し早くなりまして、式典も9時半ぐらいから始まりました。実際終わったのが2時半ぐらいまでかかりました。そんな中でパラグアイのその会場には約千名の方が出席しておりました。その日の夜はですね、パラグアイの日本人移住80周年記念祝賀会、パラグアイ香川県人会の80周年記念、ここは約90名の参加でした。当然そのときには天雲副知事が挨拶して、議長がちょっと行けなくて、高田副議長さん、私が言って、あとJICAの方のご挨拶があ

り、懇親会の方を進めさせていただきました。翌日朝、パラグアイから日本の方に向けて帰路に着いたということです。

まとめですね、だいたいの話をさせていただきますと、パラグアイが今約700万人弱の人口です。日系社会というのが約1万人いらっしゃるということを聞いています。ですから、1936年に笠松尚一さんがパラグアイ、ラ・コルメナが最初の地です。元々ブラジルの方に移住していて、日本政府の方からパラグアイに行つてほしいと要請を受けて、その団長が笠松尚一さんです。30家族と言っていました。30家族を引き連れて、ブラジルからラ・コルメナの方に行つて、そこで成功して初めてこの80周年。だから、そのときに、もし成功しないで失敗して、またブラジルに帰つておれば、パラグアイと日本の80周年は当然ないし、日系社会というの構築されてなかったということです。その代表が土庄の長浜出身の笠松さんということで、非常に親近感を覚えたというか、すばらしい方で、その方の並々ならぬ努力というのがうかがえたように思っております。そのお陰で、国内の中に日本人が好むレストランとかいくつもありますし、だいぶパラグアイの中でも溶け込んでおるように思っております。その中で一番成功している人がマエハラさんっていう方ですけど、香川県の面積の半分ぐらいの土地を持ってですね、牛とか豚とか養牛・養豚とかですね、いろんなことをやって、パラグアイでも一番大きい事業をやっているということ。一番成功した人の何人かの1人だということも聞いておりますので、皆さんも相当努力していらっしゃるのかなと。ちょうど会場の前にもフルーツが出てたんですけども、野菜とかほとんど日本と変わらない物がいっぱい出ておりました。これが市場に出ているということです。日本からパラグアイに対する影響、それからその人たちのお陰でパラグアイの社会も潤っているのかなということを実感して帰つてまいりました。

説明がこんな感じでございます、もう少し細かい話をしろとなるともつと時間がかかりますので、だいたいこの3日間でそういうスケジュールで行つてまいりました。大変参考になりましたし、これから土庄町とどうのご縁を、これからうまく構築していくかという課題かなと思っております。以上で説明の方を終わらせていただきたいと思います。

それでは、本日提案の議題につきましては、補正予算関係が5件、決算関係が1件、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてが1件、条例関係が2件、財産の処分についてが1件、財産の取得についてが1件、人事案件が15件、合計26件でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱中幸三君）

お疲れ様でした。

去る9月16日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いします。

○議長（濱中幸三君）

議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月16日午前9時より委員会室におきまして、9月定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果について報告いたします。

まず、会期でございますが、本日23日から27日までの5日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査について各常任委員長より報告していただき、質疑を行います。引き続き、執行部より議案第1号から同意第15号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案第1号から議案第5号までを常任委員会に付託いたします。次に、同意第1号から第15号までの採決を行います。次に、発議第1号 決算特別委員会の設置について趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、決定第1号 決算特別委員会委員の選任について委員の指名を行った後、閉会中の特別委員会に議案第6号の付託審査をお願いします。次に、発議第2号 土庄町議会会議規則の一部改正について趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行います。次に、選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員・補充員の選挙を行います。本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いします。

24日土曜日から26日月曜日まで休会とし、最終日27日火曜日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑を行います。次に、議案第1号から議案第5号までと、議案第7号から議案第11号までの討論、採決を行います。次に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出について採決をお願いします、最後に、一般質問を予定したいと考えています。一般質問につきましては、通告期限であります14日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力をいただき、9月定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくをお願いいたします。以上、議会運営委員会からの報告といたします。以上です。

○議長（瀨中幸三君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 27 日までの 5 日間を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 28 年 9 月 23 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	参 事（宮原隆昌）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（椎木 孝）
総 務 課 長（鳥井基史）	福 祉 課 長（中井俊博）
税 務 課 長（笹山恵子）	住 民 環 境 課 長（石床勝則）
健康増進課長（奥村 忠）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
建 設 課 長（濱口浩司）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
商工観光課長（宮原正行）	水 道 課 長（川田順也）
生涯学習課長（高橋幸光）	
出 納 室 課 長（木下公明）	
総務課副主幹（島原正喜）	総 務 課 係 長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪宏和）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成28年9月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月23日(金曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 4 議案第1号 平成28年度土庄町一般会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第2号 平成28年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第3号 平成28年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第4号 平成28年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第5号 平成28年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第6号 平成27年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について
- 第 10 議案第7号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 11 議案第8号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第9号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第10号 財産の処分について
- 第 14 議案第11号 財産の取得について
- 第 15 同意第1号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 16 同意第2号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 17 同意第3号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 18 同意第4号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 19 同意第5号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 20 同意第6号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 21 同意第7号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 22 同意第8号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 23 同意第9号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 24 同意第10号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 25 同意第11号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 26 同意第12号 土庄町農業委員会の委員の任命について

- 第 27 同意第13号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 28 同意第14号 土庄町農業委員会の委員の任命について
- 第 29 同意第15号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 30 発議第1号 決算特別委員会の設置について
- 第 31 決定第1号 決算特別委員会委員の選任について
- 第 32 発議第2号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 33 選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

開会、開議

○議長（濱中幸三君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱中幸三君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

なお、平成27年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告に伴う監査委員の意見書につきましては、別冊にて配布いたしております。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱中幸三君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において6番 母倉正人君、7番 福本耕太君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱中幸三君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月23日から9月27日までの5日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 9 月 27 日までの 5 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

閉会中の 8 月 23 日に総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

総務課から、土庄分団屯所地盤改良工事について説明がありました。土庄分団屯所は、鉄骨 2 階建て。1 階が車庫で、2 階は消防団員の待機室として、外部に備蓄倉庫を設けるとのことです。当初見込んでいなかった土庄町消防団の資機材備蓄倉庫建築と実施設計の結果、地盤改良工事が必要となったため、追加費用が発生するとのことです。

委員から、地盤改良については当初から考えておく必要があったのではないかとの質問があり、執行部から、指摘のとおりであり、極力余分な工事内容は見直しているとの回答がありました。また、委員から新しい屯所に水や食料の備蓄予定はあるのかとの質問があり、執行部から分団屯所には町消防団の資機材を備蓄し、食料などは、旧法務局に町の備蓄品として置いているとの回答がありました。

次に、北浦公民館移設に伴う防災無線・光ネットワーク移設工事について説明がありました。現在の北浦公民館において運用している防災無線の放送用遠隔制御装置、電波を送るための制御装置とフィルター装置及び公民館事務にかかる光ネットワーク配線を改修後の旧北浦小学校へ移設する工事を行うとのことです。

次に、町長のパラグアイ共和国ラ・コルメナ市への訪問について報告がありました。9 月 6 日から 9 月 12 日までの間、パラグアイ日本人移住 80 周年記念式典等の行事へ出席するとともに、ラ・コルメナ市との姉妹都市提携にかかる市勢調査と意見交換を行うとのことです。

委員から、市勢調査と意見交換の内容について質問があり、先方の姉妹都市

提携への思いを確認し、持ち帰りたいとの回答がありました。

次に、土庄高校耐震診断業務について報告がありました。土庄高校 3 号館を香川県から譲り受け、庁舎を移転するため、本年 3 月以降、県知事、県教育長、県議会議長への説明、依頼を行い、本年 8 月、校舎の耐震診断工事を実施した。今後、3 号館を庁舎として利用する計画案を検討するとのこと。

委員から、面積的には必要なスペースを確保できるのかとの質問があり、各課の執務スペースは確保できるとの回答がありました。また、エレベーターの有無について質問があり、来庁者に配慮してエレベーターを設置する必要があるとの回答がありました。

次に、水道課から豊島簡易水道事業統合工事について説明がありました。本年度契約金額は、変更契約を含め 3 億 1 千万円余りで、工期は平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 26 日であり、予定どおり進捗しているとのこと。

次に、香川県広域水道事業について説明がありました。広域化後の平成 30～39 年度の企業団の区分経理中の土庄町更新事業計画としては、総事業費が 10 年間で約 31 億円となっており、現在、企業団において統合認可申請を作成中で、平成 30 年度から国庫補助金を財源に整備する予定とのこと。主な内容は、肥土山浄水場更新が約 17 億円で、中山浄水場の広域化を合わせた全体事業費は約 23 億 9 千万円です。他に琴塚浄水場、大部浄水場の一部更新、各浄水場、配水池等の中央監視設備の更新、ポンプ場、配管の更新を計画しているとのこと。

委員から、広域化後の更新事業について、入札等は企業団主導で行うのか、あるいは旧水道経営体主導で行うのか、地元業者への配慮はあるのかとの質問があり、発注は企業団で行われると思われるが、区分経理期間中であり、補助金以外は町が負担するので、町としては町内業者に配慮したいとの回答がありました。また、委員から、肥土山浄水場の更新は平成 30 年度以降になるが、それまで使用可能なのかとの質問があり、更新工事完了までは修繕対応したいとの回答がありました。

次に、農林水産課から ICT まち・ひと・しごと創生推進事業について説明がありました。これは、総務省が公募した ICT の一層の利活用により、各地域の産業や行政の効率化・生産性向上を通じて地域の活性化に資することを目的とする補助事業を活用し、有害鳥獣捕獲ワナ監視通報システムを導入する事業です。

有害鳥獣の捕獲頭数は、本年 7 月末現在で昨年対比 3 割強増加しており、今年度捕獲した 336 頭の約 64%は、くくりわなによる捕獲です。設置したわなは、毎日の見回りが義務付けられているため、設置者の負担が大きいことから、カメラ付き捕獲監視装置を付け、見回りの省力化を図るとのことです。

装置の機能としては、わなに有害鳥獣がかかれば、監視装置が起動し、内蔵カメラで画像を撮影し、わなが作動した情報や画像が携帯電話やパソコンに送信されるというもので、装置の設置台数は30台、事業費は約900万円とのことです。

次に、農業委員会等に関する法律の改正について説明がありました。改正法が平成28年4月から施行され、農業委員の選出方法が、選挙制度から町長が議会の同意を得て任命する任命制に変更されました。町の農業委員の任期は本年11月30日までで、農業委員として自治会長の推薦を受けた者が14人、農地利用最適化推進委員として自治会長の推薦を受けた者が12人おり、農業委員については、9月定例会において任命同意を求める予定であるとのことです。

委員からワナ監視通報システムの財源について質問があり、事務費以外は国庫補助対象となるとの回答がありました。委員から、わな設置者の多くが高齢者だと思われるが、機器を使いこなせるのかとの質問があり、設置方法の説明会を開催する予定であるとの回答がありました。委員から、見回りの手間と比べて大幅に負担が軽減されるのかとの質問があり、装置は10分程度で設置でき、毎日の見回りに比べれば、負担は軽減されるとの回答がありました。委員から、装置の配分方法について質問があり、わなの免許を持つ鳥獣被害対策実施隊員のうち捕獲実績のある15人に優先的に配布するとの回答がありました。

次に、商工観光課から瀬戸内国際芸術祭2016夏会期について説明がありました。7月18日から始まった夏会期の来場者数は、8月11日までの25日間で、小豆島28,591人、豊島30,313人、全体で203,838人となっており、前回より実質3%増であるとのことです。また、今後のイベントの開催予定について説明がありました。

次に、小豆島とのしょう町ふるさと応援大使委嘱について説明がありました。町の文化、歴史、物産、観光資源を広く全国へ発信し、町のイメージ向上や地域振興を図ることを目的に「小豆島とのしょう町ふるさと応援大使」を創設し、土庄町出身でシンガーソングライターの勝詩さんに8月7日に応援大使を委嘱し、土庄町の魅力を全国に発信していただくとのことです。

委員から芸術祭のテーマの1つである「食」が、作品に比べて遅れていると思うので、今後、芸術祭に限らず「食」を考えていく必要があるとの意見がありました。

次に、町長から一般財団法人の設立について説明がありました。担当課や国・県の補助金の見通し、事業内容等を検討し、財団法人化することによるメリットなどを資料にまとめて、12月定例会までに提出するので、協議していただきたいとのことです。

委員から、観光施策に力を入れることは賛成だが、残石記念公園を黒字化す

るのは、一朝一夕にはできず、難しいのではないかと、地元との協議や観光協会等への委託など段階を踏んで進めるべきではないかとの意見がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

教育民生常任委員会の報告をします。

閉会中の8月23日と9月15日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

まず、教育総務課から、土庄小学校プール復旧工事の経過について説明がありました。町内建築業者14社に対し、復旧工事の入札執行通知を送付したが、全社が入札辞退し、入札を執行することができなかったとのことです。工事に特殊な専門技術を要するため、元請業者としての施工監理を行うのが難しいこと、将来、再び沈下が生じた場合に、元請業者が瑕疵を問われる可能性があることを考えて辞退されたと思われるとのことです。

このような状況から、工事内容を①プールの解体・再組立工事、②プールの傾きを復旧する工事、③その他土工事の3つに分けて各専門業者に分離発注することとし、工期は8月末から11月末まで、工事費については、予算の範囲内で行うとのことです。

委員から、万が一今後沈下が発生した場合の対応についての質問があり、補修が必要となれば、町が補修工事を発注せざるを得ないとの回答がありました。また、施工業者の補償期間について質問があり、補償期間はないが、工事自体に瑕疵があれば、10年間は瑕疵を問えるとの回答がありました。

また、会計検査院の指示についての質問があり、現段階で指示はないが、工事を発注する際に、会計検査院に報告する予定であるとの回答がありました。また、再度沈下が起こらないように杭を打つとか、地盤が強固な所に移転するなどの対策が必要ではないかとの質問に対し、昨年11月以降の測量で沈下は収まっていると判断しており、最善の方法と考えられる工法で補修工事を行うとの回答がありました。

続いて、幼保再編の審議経過について説明がありました。幼稚園・保育所を取り巻く長期的な問題としては、児童数の減少と施設の老朽化があり、短期的な問題として、愛の園保育所では、園児数の増加による保育室不足、湊崎幼稚園では耐震性の問題により一部園舎が使用できないこと、土庄幼稚園では送迎用駐車場の不足と借地料の問題があることから、3園の再編を急務と考えているとのことです。また、当面の対応として湊崎幼稚園と愛の園保育所については、

保育室の確保を図りたいとの説明がありました。こども園を整備する場合、定員は200人前後を見込んでいるとのことでした。

現在までの協議経過として、今年6月に土庄町第2次幼保再編協議会が発足し、土庄幼稚園、湊崎幼稚園、愛の園保育所の関係者による部会で建設候補地の優先順位について協議を行っており、部会の審議内容を伝えるため、保護者に幼保再編だよりを配布しているとの説明がありました。部会で候補地の優先順位が決まれば、幼保連携型のこども園とすること、土庄幼稚園・湊崎幼稚園・愛の園保育所の3園を統合すること、建設候補地の優先順位について幼保再編協議会で審議していく予定であるとの説明がありました。

委員から、保護者や職員に情報を提供し、丁寧に説明した上で、理解を得て進めてもらいたいということ、園児の安全や保護者の利便性に配慮して、こども園の場所を選定してほしいとの意見がありました。また、こども園は既存の施設を利用するのか、新設するのかとの質問があり、新設したいとの回答でした。委員から、将来、他地区の園児数が10人以下になる可能性もあるので他地区の園の統合も検討するのかとの質問があり、現時点では、町全体の統合は考えていないとの回答がありました。

その他、寄附金を活用した池西正輝教育活動事業及び笠井寛こどもスポーツ交流事業について説明がありました。

次に、生涯学習課から総合型地域スポーツクラブについて説明がありました。地域住民の誰もが気軽にスポーツを楽しみ、体力づくりに取り組めるよう、さまざまなスポーツ機会を提供するスポーツクラブの開設に向け、設立準備会を立ち上げ、企画・運営面の知識と経験がある嘱託職員を配置し、行政や賛同者で構成する組織としたいとの説明がありました。

委員から、クラブ設立経費の財源について質問があり、準備段階では町の一般財源となるが、クラブ設立以降は健やか子ども基金を活用するとの回答がありました。また、既存のスポーツ少年団などとの関係について質問があり、既存の団体活動は尊重し、それらの活動の下支えもできるようにしたいと回答がありました。

次に、住民環境課から、一般廃棄物処分場用地の選定について説明がありました。一般廃棄物最終処分場は、計画上の埋立量31,000m³以上、事業面積15,000m²以上を基準に、し尿処理場は事業面積5,000m²以上を基準に選定された候補地について説明を受けました。

一般廃棄物最終処分場については、執行部としては、小豆島で1か所の最終処分場を建設するために、2町それぞれの候補地について検討したが、いずれの候補地も課題があり、時間的な制約のため各町で整備する方向であるが、小豆島町との協議は継続したいとのことでした。なお、ごみの減量化のため、2町で不

燃ごみ・粗大ごみのリサイクル中間処理施設の整備を検討していくとのことです。一般廃棄物最終処分場、し尿処理場ともに平成 32 年度末の完成を見込んでおり、今年度は一般廃棄物基本計画を見直し、地域計画を作成して国に補助申請する予定であるとのことです。

委員から、最終処分場の容量 31,000 m³は、何年分を見込んでいるのかとの質問があり、15 年分の容量を見込んでいるが、リサイクルを前提としているので、リサイクル中間処理施設の整備時期によっては、40,000～50,000 m³程度の容量が必要になる可能性があるとの回答でした。執行部としては、候補地を比較検討した結果、埋立容量等の諸条件から最適地を判断しているとのことです。委員から、最適地と考えている候補地の法規制などについて質問があり、法的な規制は問題ないが、落石防止などの安全対策が必要になるとの回答がありました。

委員会としては、執行部が最適地と判断している候補地において、今後の対応を進めることを了承しました。

次に、健康増進課から新たに実施する B 型肝炎ワクチン予防接種と減塩チャレンジ教室事業について説明がありました。

続いて、旧土庄中央病院の改修工事について説明がありました。医師からの要望により、レントゲン一般撮影室を改修に含めることとしたため、高圧電力設備工事などが追加になるとのことです。

次に、病院の統廃合に伴い、不要になった土庄中央病院の医療機器や備品などの一括処分について説明があり、一般競争入札は実施済みで、議会の議決を経た後に処分を進めるとのことです。

次に、小豆島中央病院企業団への負担金について説明がありました。町から企業団への身分移管した職員の 6 月賞与にかかる引当金及び医師住宅建設にかかる事業費の増額に伴い、企業団への負担金が増額となるとのことです。

委員から、企業団が構成町や企業団議会への事前説明を怠っているのではないかと意見があり、執行部から、今後このようなことがないように申し入れたとの回答がありました。

また、病院が利用するヘリポートについて説明がありました。小豆島中央病院医師から、病院の近隣にヘリポート整備の要望があり、今後、整備する場合の財源や両町の負担割合等を協議するとのことです。

次に、町長から一般財団法人の設立に対して説明がありました。町長としては、町有施設の活用と雇用の増加を図るため、一般財団法人の設立について行政、観光業者、地元協議会などと検討していきたいとの説明がありました。複数の委員から、まずは、具体的なビジョンや計画を示してほしいとの意見がありました。以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

- 議長（濱中幸三君）
これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

- 議長（濱中幸三君）
これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

- 議長（濱中幸三君）
ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、
これをもって終了いたします。

- 議長（濱中幸三君）
教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

- 議長（濱中幸三君）
ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、
これをもって終了いたします。

議案の上げ、提案理由の説明（議案第 1 号～同意第 15 号）

- 議長（濱中幸三君）
日程第 4、議案第 1 号 平成 28 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）の件
から、日程第 29、同意第 15 号 土庄町教育委員会委員の任命についてまでを一
括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 議長（濱中幸三君）
総務課長 鳥井基史君。

- 総務課長（鳥井基史君）
それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、人事案件以外の
説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。議案第 1 号 平成 28 年度土庄町一般会計
補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の
特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。歳出としまして 16 ペ

ージ、17 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、総務事務費は、スポーツ振興奨励補助金として小学校スポーツ少年クラブの活躍、中・高校生の四国、全国大会に出場する選手の増加により 88 万 5 千円の増額でございます。企画事務費のバス回数券は、小豆島オーリーブバス利用促進のためのものございまして、出張・研修の増により 18 万円の増であります。防災行線無線管理事業及び地域情報化事業は、北浦公民館移転に伴う防災行政無線機器及び情報ネットワーク移転のため、合わせて 127 万 5 千円。地域活性化支援事業は、屋形崎にできた「あんずの里」の電灯整備のため、地元出身者からふるさと納税寄附金 200 万円を受け、町単独補助により屋形崎夕陽の丘継承会への補助 200 万円でございます。

2 項徴税費、税務事務費は、マイナンバー法施行に伴う鍵のかかる書庫 1 台の購入に 2 万 6 千円、賦課徴収事務費は、固定資産税の前納報奨金の不足分 2 万 2 千円でございます。

5 項統計調査費は、経済センサス調査事業において、受託統計調査委託金の増によりまして 12 万 2 千円の補正です。

18 ページ、19 ページをお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費の国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計への繰出金 41 万 1 千円です。国民健康保険事業特別会計の際にご説明いたします。

2 項児童福祉費の未熟児養育医療費支給事業は、未熟児の入院医療給付の件数の増により 47 万 6 千円、未熟児療育医療負担金として国費 2 分の 1 の 23 万 8 千円と県費 4 分の 1 の 11 万 9 千円を充当いたします。保育所維持管理費は、愛の園保育所の入所児童数の増加によりまして、お皿とスプーンの追加購入費 9 万円、また現在の遊戯スペースを 4 歳・5 歳児用に使用しているため、隣接する子育て支援センター1 階の調理室を遊戯室として利用するための改修費用 122 万 1 千円でございます。

20 ページ、21 ページをお願いします。4 款衛生費、1 項保健衛生費の予防接種事業は、B 型肝炎の予防接種が制度改正により定期接種となったため、167 件分の 88 万 5 千円の補正でございます。環境衛生事務費は、犬捕獲箱整備事業補助金の追加交付により、犬捕獲箱 1 基の購入費 9 万 2 千円です。病院事業は、1 点目として当初予算編成時に積算できなかった小豆島中央病院へ身分移管された職員分の 6 月賞与引当金の額確定によりまして 4196 万 9 千円、2 点目として土庄町内で木造 2 階建て 1 戸の医師住宅を計画しておりましたが、産婦人科医、小児科医、外科医が出産、新生児の早急な対応、事故・災害等において緊急手術など 1 分 1 秒の緊急対応を必要とするため、病院の近隣地に住宅を構えていただくほうが望ましいとの方針で、鉄骨造り 2 階建て共同住宅 1 戸に変更するための追加負担金 1357 万 7 千円、合計 5554 万 6 千円でございます。この

うち、医師住宅整備事業負担債 1360 万円を充当いたします。診療所整備事業は、土庄中央病院改修工事における設計変更に伴い、工事監理委託料が 41 万 1 千円、工事請負費が 702 万円でございます。町立病院清算事業は、医療機器 MRI の搬出のための外壁解体工事 59 万 4 千円です。斎場運営事業は、豊島斎場において担当職員の死亡により富士建設工業に委託するものであり 243 万円及び斎場の草刈り・側溝清掃を家浦自治会に委託するため 10 万円の補正でございます。

2 項清掃費、一般廃棄物処理施設整備事業は、用地鑑定評価委託料として 99 万 7 千円、鑑定評価 3 筆、意見書 5 筆でございます。御影浄苑運営事業は、退職職員の後任として臨時職員を募集していましたが、応募がなく、退職職員を嘱託職員として再雇用したことにより、53 万 2 千円の増であります。

22 ページ、23 ページをお願いします。6 款農林水産業費、1 項農業費の農業委員会事務費は、農地台帳システム更新作業のため、臨時職員賃金 2 か月分 27 万 5 千円です。農地集積支援事業は、予算の組み替えです。農業振興団体助成事業は、ゴマ生産推進事業として土庄町農業再生協議会担い手部会へ補助し、町が配布いたしましたゴマの生産者から買い取り・製品化し、ふるさと納税者への返礼品の一つといたします。食の安全・安心確保事業は、県補助金が確定したことにより減額するものであります。有害鳥獣被害防止対策事業は、施設等修繕費 10 万円、捕獲連絡のための携帯電話データ通信料 6 万円、シカ・イノシシの捕獲数の増による処分業務委託料 35 万 1 千円、ワイヤーメッシュ柵の提供変更による原材料費と補助金との組み替えであります。オリーブ生産拡大総合支援事業は、電気柵と搾油関連機器導入の減額及び防風用の杭 49 万 1 千円の増額、差引 30 万 2 千円の補正でございます。ICT まち・ひと・しごと創生推進事業は、新規事業でありまして、ICT 技術を駆使したワナの設置及び管理に要する費用として 909 万 2 千円、そのうち国庫補助金が 895 万 6 千円であります。

24 ページ、25 ページをお願いします。県営土地改良事業は、中山間総合整備事業の事業費増により負担金 197 万 5 千円です。多面的機能支払交付金事業は、県補助金の追加によるものです。単県小規模ため池防災対策事業は、使わないため池の埋め立てが地元より要望があり、埋め立てするもので 100 万円。県費 2 分の 1 の 50 万円を充当いたします。

3 項水産業費の漁港管理事務費は、事業費の増に伴う一般会費の増です。漁港維持管理費は、沖ノ島において、海への転落事故がここ数年で 3 件発生し、陸に昇れないと地元から要望がありまして、はしご 4 基の要望のうち、今回は 2 基を設置するため 20 万円の補正でございます。単県漁港改良事業は、地元からの要望で作製した小部漁港の水門の設置に 150 万円、沖ノ島の浮棧橋のチェーン改良に 430 万 1 千円、どちらも県費 2 分の 1 の補助がございます。

7 款商工費、1 項商工費の観光事務費 109 万 6 千円は、イベント用のコーン

やバーの購入 28 万 6 千円とパワースポットとなっている重岩の事故防止のためのフェンスを設置するための修繕費 81 万円でございます。

26・27 ページお願いします。観光団体・イベント助成事業は、「石の絵手紙ロードを巡る旅」として 10 月 26 日にホテルオリビアン小豆島で講演会及び石の絵手紙制作実演を行います。2 基分の制作費用として小豆島とのしょう観光協会へ負担金 42 万 8 千円、肥土山歌舞伎保存会がさぬき歌舞伎まつり公演に出演するための補助金 34 万 3 千円でございます。瀬戸内国際芸術祭事業は、土庄港ターミナルの障害者用トイレをオストメイト対応に修繕するため 161 万 5 千円、アートノショーターミナル作品継続調整管理業務のための委託料 137 万 6 千円、実行委員会への負担金増に伴い 540 万 5 千円の補正でございます。そうめんシンポジウム事業は、瀬戸内国際芸術祭関連イベントとして「そうめん」を題材としたシンポジウムを開催するための試食用そうめん代、パネル設置費などの消耗品費、チラシやポスターなどの印刷製本費合わせて 70 万 1 千円でございます。小豆島とのしょう町ふるさと応援大使事業は、8 月 7 日に委嘱しました勝詩に関する出演者謝礼、旅費、名刺、PR 用ラジカセ購入などで 18 万 7 千円。商工観光費の補正財源は、全額、観光振興基金を充当いたします。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費の町道維持管理費は、修繕費 3 か所 118 万 6 千円、舗装修繕工事 5 か所 290 万円。沖ノ島渡船運航費は、3 年に 1 回の船舶検査料 1 万 8 千円の補正です。町道新設改良事業は、2 路線の局部改良工事 945 万円、防犯街灯工事は 27 基の要望のうち、当初予算からの追加 12 基分 50 万円の補正です。28・29 ページをお願いします。社会資本交付金事業は、要鉄川西線の 15 節工事費から 13 節委託料への組み替えでございます。

3 項河川費の河川等維持管理費は、東条川の堆積物除去 59 万 4 千円です。

4 項港湾費、港湾施設維持管理費は、土庄港務所前の送迎駐車場内に設置しております電気自動車専用充電器の修繕 207 万 4 千円、瀬戸ふれあいセンターに仮置きしている漂流物処分のための手数料 37 万 8 千円です。

30 ページ、31 ページをお願いします。都市下水路維持管理費は、大開ポンプ場の 200 ミリポンプ修繕 102 万 6 千円、県道修繕にあわせて東内浜ポンプ場管路マンホールの修繕 213 万 6 千円です。

9 款消防費、1 項消防費の非常備消防事務費は、消防団員安全装備品整備等助成金 10 万 2 千円を活用して、消防団員用の耐切創性手袋の購入と家浦消火栓補修弁の部品代 19 万 7 千円です。消防団施設維持管理費は、9 月 18 日に開催されました県操法大会に出場する豊島分団が夜間練習する場所の照明電気工事 20 万円です。土庄分団屯所建設事業は、仮屯所（旧法務局）からのエアコン移設 8 万 7 千円と杭工事と備蓄倉庫建築による追加工事費 1142 万 1 千円です。

10 款教育費、1 項教育総務費の教育総務事務費は、教職員の健康診断をこれ

までの滝宮総合病院検診車から小豆島中央病院へ変更するとともに、診療報酬単価の変動もあり、11万5千円の補正でございます。ALT（外国語指導）事業は、講師の交代による帰国・受入に関する費用の確定によりまして37万6千円の補正です。32・33ページをお願いします。奨学資金貸付事業は、新規大学生5人、継続大学生1人の漏れ、新規高校生2名減によりまして192万円の補正でございます。

2項小学校費の小学校維持管理費は、豊島小中学校駐車場に境界とのフェンスを設置するため22万1千円、旧豊島中学校にあるピアノを豊島小中学校へ移設する費用21万6千円です。小学校スクールバス運行事業は、よつみ号の車検時の修繕費増によりまして53万3千円です。教育振興事業は、池西正輝教育振興基金を活用して土庄小学校5年生94人と先生9人が「神戸・人と防災未来センター」へ校外学習に11月18日、日帰りで訪問するための補助金80万円、さらに向こう10年間分1千万円の寄附金をいただき積み立てするものであります。

3項中学校費の中学校維持管理費は、小部の川向さんが毎年開催するチャリティーコンサートの寄附金を活用した楽器修繕費11万円です。教育振興事業は、笠井寛こどもスポーツ交流基金100万円を繰り入れして、土庄中学校柔道部が東京都港区で森脇保彦先生による柔道教室に参加し、交流するための補助金100万円です。

34・35ページをお願いします。4項幼稚園費の幼稚園維持管理費は、旧図書館の児童閲覧室を耐震ができていない湊崎幼稚園の遊戯室として使用するための改修費用80万9千円です。

5項社会教育費の文化財保護事業は、肥土山農村歌舞伎舞台の屋根から雨漏りがあり、修繕に対する補助金31万6千円でございます。公民館運営事業は、人事異動による臨時職員賃金の増減により65万7千円の補正です。中央図書館運営事業は、香川県図書館協会研修事業補助金1万7千円の決定により、講師を招いて「民話の語りとわらべ歌」のワークショップを開催する費用です。中央図書館維持管理費は、小豆島ライオンズクラブからの寄附金3万円を活用した図書購入費です。小豆島尾崎放哉記念館運営事業は、4月末に管理人が退職し、補充のためにシルバー人材センターへ受付業務1名を委託するため、賃金の減額と委託料で差引15万7千円の減額です。

36・37ページをお願いします。6項保健体育費の保健体育推進事業は、平成29年度の設立をめざす総合型地域スポーツクラブの準備として、スポーツクラブマネジャーの採用、資格取得、プロチームへの視察研修に要する費用135万円です。体育施設維持管理費は、高見山グラウンドの水散布用加圧ポンプの故障による取り替え費用の不足分16万8千円の補正でございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費は、6月の梅雨前線の影響によ

り、町道 2 か所、水路 2 か所の修繕費 73 万 6 千円、1 か所の災害復旧工事 108 万円でございます。

1 ページにお戻りください。以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、27 年度の繰越金を充てております。今回の補正額は、1 億 5875 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 78 億 1436 万 9 千円となります。

次に、第 2 条地方債の補正ですが、6 ページになります。子ども医療費支給事業を新たに追加し、自然災害防止事業（急傾斜）と医師住宅整備事業負担金につきまして変更しようとするものであります。

次に、議案書の 41 ページをお開きください。議案第 2 号 平成 28 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 50 ページ、51 ページをお願いします。2 款業務費、1 項送配水費の建設改良事業は、統合工事に伴う県内旅費 3 万円、統合工事の減額 1192 万 5 千円、家浦浄水場バルブレス修繕工事 1189 万 5 千円となります。合計は増減ゼロでございます。

48 ページ、49 ページをお願いします。歳入としましては、国庫補助金、県補助金、雑入の減額に対しまして、繰越金と起債を充当いたします。今回の補正額の増減はございません。

次に、議案書 53 ページをお開きください。議案第 3 号 平成 28 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 60 ページ、61 ページをお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費の一般管理事業は、平成 30 年の国民健康保険広域化に対応するための電算システム開発費 79 万 4 千円で、国庫補助金 79 万 3 千円を充当いたします。

2 項徴税費の賦課徴収事業は、賦課徴収データ処理基準日がこれまでの 9 月末から 10 月 20 日へと変更になり、新たなシステム開発費 39 万 4 千円です。

8 款保健事業費、2 項保健事業費の健康診査事業は、人間ドックの検査単価等の増加により 4 万 6 千円の増額です。

3 項特別総合保健事業費の保健指導事業は、新規に減塩チャレンジ教室を実施するための消耗品費等 10 万 7 千円です。

今申しました一般管理事業、賦課徴収事業、保健指導事業に、一般会計繰入金 41 万 1 千円を充当しております。

53 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 134 万 1 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 22 億 4721 万 2 千円となります。

次に、65 ページをお開きください。議案第 4 号 平成 28 年度土庄町大鐸財産

区事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして72ページ、73ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費の財産管理事業は、離島振興森林環境保全直接支援事業の実施において、搬出材積の再測量委託料14万1千円と複層林保育整備事業のための間伐委託料13万7千円でございます。65ページにお戻りください。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は27万8千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと804万8千円となります。

続いて、75ページをお開きください。議案第5号 平成28年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして82ページ、83ページをお願いします。1款総務費、2項徴収費の賦課徴収事業は、所得更正による過年度分保険料の還付金で21万3千円。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の返還金事業は、27年度精算による国、県等への返還金5444万6千円でございます。財源は、前年度繰越金でございます。75ページにお戻りください。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は5465万9千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと18億5045万7千円となります。

85ページをお願いします。議案第6号 平成27年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

次に、87ページをお願いします。議案第7号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。甲生辺地ほか16辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため総合整備計画を変更するもので、内容は診療所整備事業、土庄分団屯所整備事業、スクールバス購入事業、簡易水道再編事業、旧北浦小学校校舎改修事業でございます。変更部分にアンダーラインを引いておまして、整備計画の変更は、132ページまでとなっております。

次に、議案書133ページをお開きください。審議資料は1ページでございます。議案第8号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の確保のため、資格を「居住」から「居住し、又は勤務する」へ改めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書135ページをお願いします。審議資料は3ページになります。議案第9号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例については、大部の屋外拡声子局の移設に伴い、設置場所の変更を行うため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 137 ページをお開きください。審議資料は 5 ページになります。議案第 10 号 財産の処分については、病院の統廃合に伴い、不要になった医療機器等を売り払おうとするものでございます。土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、物品の売払いをすることについて議会の議決を求めるものでございます。

続いて、141 ページをお開きください。審議資料は 7 ページになります。議案第 11 号 財産の取得については、庁内の情報システム及びネットワークのセキュリティ強化を図ることを目的に、システム機器一式を購入しようとするもので、土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは続きまして、同意第 1 号、143 ページでございます。土庄町農業委員会の委員の任命についてでございますが、169 ページの同意第 14 号までの土庄町農業委員会の委員の任命についてまで、改正されました農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、農業委員は町長が議会の同意を得て任命することとなりましたので、平成 28 年 12 月 1 日から 14 名の方を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

まず、143 ページです。同意第 1 号、中川修作氏は、「人・農地プラン」において地域の担い手に位置付けられました農地所有適格法人ナイス小豆島オリーブの森(株)の役員でございまして、オリーブの栽培に従事をされております。小瀬の自治会長さんより推薦がございまして、

続きまして 145 ページ、同意第 2 号、中黒哲也氏は、現在議会の推薦の農業委員でありまして、農業に利害関係を有しない者として鹿島自治会長さんより推薦をいただいております。

147 ページ、同意第 3 号、森田嗣洋氏は、現在の農業委員でございまして。北山の自治会長さんより推薦をされております。

149 ページ、同意第 4 号、平林紀芳氏は、現在の農業委員でございまして。湊崎自治会長さんより推薦が出ております。

151 ページ、同意第 5 号、三村康氏は、現在農業委員でございまして、「人・農地プラン」において地域の担い手に位置付けられた農業者でございまして。肥土山自治会長さんからの推薦でございまして、

153 ページ、同意第 6 号、佐伯敏雄氏は、現在農業委員でございまして、「人・農地プラン」において地域の担い手に位置付けられた農業者でございまして。同

じく、肥土山自治会長さんからの推薦でございます。

155 ページ、同意第 7 号、佐竹義光氏は、現在農業委員でございます。「人・農地プラン」において地域の担い手に位置付けられた農業者でございます、小馬越の自治会長さんからのご推薦でございます。

157 ページ、同意第 8 号、濱岡重夫氏は、農業委員を 3 期務められておりました、現在は会長に就任されております。見目の自治会長さんからのご推薦です。

159 ページ、同意第 9 号、森和志氏は、キクの栽培を営む認定農業者として馬越の自治会長さんからのご推薦でございます。

161 ページ、同意第 10 号、石井正樹氏は、現在の農業委員でございます、肉用牛の生産及び果樹などの栽培を営む認定農業者として滝宮の自治会長さんからのご推薦でございます。

163 ページ、同意第 11 号、濱中紀仁氏は、現在農業委員でございます、野菜や果樹の栽培を営む認定農業者として伊喜末の自治会長さんからのご推薦です。

165 ページ、同意第 12 号、末長顯悟氏は、現在農業委員でございます。向町の自治会長さんからのご推薦です。

167 ページ、同意第 13 号、中野博喜氏は、和牛繁殖及び和牛肥育を営む認定農業者として、唐櫃自治会長さんからのご推薦でございます。

169 ページ、同意第 14 号、藤田忠義氏は、現在農業委員でございます。家浦の自治会長さんからのご推薦が出ております。

以上、14 名の方々の農業委員の任命について、ご同意をお願いするところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案書 171 ページ、同意第 15 号 土庄町教育委員会委員の任命についてでございますが、現在の山崎勝美氏が平成 28 年 9 月 30 日をもって任期 3 年が満了になるため、後任といたしまして三浦 弘氏、土庄町大部の方でございますが、任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。なお、本人の略歴等につきましては、次の 172 ページに記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

再開は、11 時 5 分の予定をしております。

休 憩 午前 10 時 56 分

再 開 午前 11 時 06 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 15 号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今、説明のありました日程第 4、議案第 1 号 平成 28 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 29、同意第 15 号 土庄町教育委員会委員の任命についてまでの全議案について一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 5 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 15 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議題となっております議案第 1 号から議案第 5 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 5 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（同意第 1 号～同意第 15 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、同意第 1 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 16、同意第 2 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 2 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、同意第 3 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 3 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 18、同意第 4 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 4 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 19、同意第 5 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 5 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 20、同意第 6 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 6 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 21、同意第 7 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 7 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 22、同意第 8 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 8 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 23、同意第 9 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 9 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 24、同意第 10 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 10 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 25、同意第 11 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 11 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 26、同意第 12 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 12 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 27、同意第 13 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 13 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 28、同意第 14 号 土庄町農業委員会の委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 14 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 29、同意第 15 号 土庄町教育委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 15 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

決算特別委員会の設置、趣旨説明 (発議第 1 号)

○議長 (濱中幸三君)

日程第 30、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長 (濱中幸三君)

8 番 山崎勝義君。

○8 番 (山崎勝義君)

発議第 1 号について趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

平成 27 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、公営企業会計決算の認定につきましては、地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置して付託審査するものであります。委員会の名称 決算特別委員会、設置の期間 議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする、委員の定数 7 人。設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上です。

○議長 (濱中幸三君)

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑 (発議第 1 号)

○議長 (濱中幸三君)

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

発議第 1 号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱中幸三君）

ここで休憩し、議案の配布をいたします。

休 憩 午前 11 時 19 分

再 開 午前 11 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 31、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（濱中幸三君）

それでは、決算特別委員会委員に、1 番 岡野能之君、2 番 岡本経治君、3 番 濱野良一君、4 番 高橋正博君、7 番 福本耕太君、10 番 井上正清君、私、濱中幸三。以上、7 名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名の諸君を決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濱中幸三君）

この際、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選任をお願いしたいと思います。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 21 分

再 開 午前 11 時 26 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の決定

○議長（濱中幸三君）

休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長 4 番 高橋正博君、副委員長 1 番 岡野能之君。以上でございます。

委員会付託（議案第 6 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 9、議案第 6 号 平成 27 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第 6 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上册、趣旨説明 (発議第 2 号)

○議長 (濱中幸三君)

日程第 32、発議第 2 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長 (濱中幸三君)

10 番 井上正清君。

○10 番 (井上正清君)

失礼します。発議第 2 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして趣旨説明をさせていただきます。上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。

理由といたしましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定し、一般質問における一問一答方式に関して所要の規定を整備しようとするものであります。以上でございます。

○議長 (濱中幸三君)

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑 (発議第 2 号)

○議長 (濱中幸三君)

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

発議第 2 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙（選挙第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 33、選挙第 1 号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了にあたり、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項により選挙をしなければならないことになっております。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにいたした

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名いたします。

被指名人の氏名を職員に朗読させます。

○議長 (濱中幸三君)

議会事務局長 須浪宏和君。

○議会事務局長 (須浪宏和君)

それでは朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

選挙管理委員会委員には、福原昌文、木下孝司、笠井仁、大谷和子、同補充員には、第1順位 岡崎ふじ子、第2順位 片山和昭、第3順位 木村修、第4順位 佐伯裕美。以上でございます。

○議長 (濱中幸三君)

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました諸君を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

散会

○議長 (濱中幸三君)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、各常任委員会を開催していただくことになっております。午後1時より総務建設常任委員会を委員会室において開催します。終了後、引き続き教育民生常任委員会を委員会室において開催しますので、よろしく願いいたします。以上です。

散 会 午前 11 時 31 分